

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 3 月 1 4 日
契 約 業 者 名	戸邊建設 (株)
契 約 業 者 の 住 所	千葉県野田市中野台 3 9 7 番地
工 事 の 名 称	R 6 荒川第二調節池池内水路整備その 1 工事
工 事 場 所	埼玉県さいたま市桜区下大久保地先
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	築堤・護岸 河川土工 1 式 掘削工 1 式 掘削 (ICT) 1,600m ³ 土砂等運搬 1 式 盛土工 1 式 路体 (築堤) 盛土 (ICT) 750m ³ 法面覆護岸工 1 式 コンクリートブロック工 (連節ブロック張) (左岸側) 1 式 大型連結ブロック張 1,907m ² コンクリートブロック工 (連節ブロック張) (低水路) 1 式 大型連結ブロック張 622m ² 大型連結ブロック張 低炭素コンクリート使用 131m ² 配管工 1 式 カー 11カ所 維持修繕工 1 式
工 期 (自)	令和 6 年 9 月 4 日
工 期 (至)	令和 7 年 3 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 3 3, 2 0 0, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 1 1, 0 0 0, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 4 4, 2 0 0, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	【河川土工】 ・工区内の池内水路を全面施工することとしていたが、別途施工の吐口工に影響があるため、吐口近傍の土工を減工する。 ・現場発生土を護岸の盛土材及び埋戻材として使用することとしていたが、現地で土質の状態を確認した結果、秋ヶ瀬SYから別途運搬することとしたため、増工する。 【法覆護岸工】 ・吐口工の減工に伴い、吐口近傍を減工する。 【維持修繕工】 ・維持修繕を行うため追加する。 ・配管周辺の土工及び配管本体の修繕工を追加する。 【仮設工】 ・当初、掘削土砂を路体盛土に流用することとしていたが、現地で土質の状態を確認した結果、整地にて施工したため減工。 ・土砂流出防止を目的に大型土のうを設置したため、増工する。 ・現地精査の結果、暗渠排水管の設置距離を短くしたため、減工する